

### 第三者評価結果詳細

#### 共通評価基準（45項目）Ⅰ 支援の基本方針と組織

##### 1 理念・基本方針

###### (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者  
評価結果

① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

a

##### 【コメント】

法人の経営理念は、「私は道であり、真理であり、生命である」というキリスト教の愛の精神に則っている。「I am Ok, You are Ok, We are Ok」の法人理念のモットーの基に、子どもも保護者も職員も互いの人格を尊重し、人権保障につとめることを事業計画に明記し、「母と子の権利を保障し、人としての尊厳をみとめ、明るく健康的な生活を支援する」を施設の運営理念に掲げている。理念を事業計画に掲載し全体職員会議で職員に周知し、また、パンフレットに明記し保護者会で説明し母と子への周知を図っている。

##### 2 経営状況の把握

###### (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者  
評価結果

① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

a

##### 【コメント】

神奈川県母子生活支援施設協議会を毎月開催している。県内10施設が参加し関係機関や行政との連携を図り、母子生活支援施設の現状を把握するための調査・研究、機能強化、普及活動等を推進している。横浜市児童福祉部会や泉区子ども家庭支援課と連携し定期的に連絡会を開催し、横浜市社会的養護推進計画など福祉行政の動向の把握に努めている。DVを理由として入所している世帯は全体の6割を超えている。区子ども家庭支援課や児童相談所と連携しDV等で不安を抱える母子家庭に関する情報共有を図り、母と子の受け入れや一時保護等の支援を行っている。

② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

a

##### 【コメント】

母子生活支援施設の利用が減少している状況がある。神奈川県母子生活支援施設協議会が主体となり県内10施設が連携し、「お母さん一人で悩んでいませんか？」を表題とする施設紹介のパンフレットを作成し、行政の窓口配架する等で活用しDVや虐待で不安を抱えている母子の相談に繋がるよう整備している。また、母と子が一緒に生活できる母子生活支援施設の特性を生かして利用の拡大や緊急一時保護等の利用者ニーズに対応している。

##### 3 事業計画の策定

###### (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者  
評価結果

① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

a

##### 【コメント】

2018年から2027年度まで(1次～3次)の法人の中・長期計画を策定している。法人が目指す職員像を明示し、中・長期的課題を設定しその解決に向けた行動指針を明示している。行動指針は人権の尊重やサービスの質の向上等の利用者支援の基本姿勢に関する項目や地域における公益的な取組の推進、福祉人材の育成、組織統治や健全な財務規律の確立など14項目に及んでいる。項目ごとに長期ビジョンを明示し、中期目標としての具体策を明確にしている。

② 5 中・長期計画を踏まえた半年度の計画が策定されている。

a

##### 【コメント】

法人の中・長期計画の実践に向けて事業所の年度ごとの事業計画を策定している。令和2年度の施設の事業計画は、子どもの権利条約の4つの権利「生きる権利」「成長する権利」「守られる権利」「参加する権利」の保障を基本方針に掲げている。その実現に向けた母子支援、児童支援、保育のそれぞれの分野における具体策を掲げ、施設長を含め児童支援員、母子支援員、保育士、心理担当職員等の職員の役割と具体的サービスの内容を具体化し事業計画に明記している。

###### (2) 事業計画が適切に策定されている。

① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

a

##### 【コメント】

業務分担表を作成し、世帯支援、児童支援、各種行事支援、防災・安全等事業運営分野ごとに担当者と業務内容を明確にしている。職員は事業計画の実現に向けて自身の担当業務を目標管理シートに記述している。業務の進捗状況をケース記録に記述しケース会議や日々の引継ぎ会議で話し合い職員間の情報共有を図っている。半期ごとに事業計画の達成状況をまとめ中間評価を実施し前期業務実行報告書を作成し、また、年度末に年間の事業報告書を作成している。

② 7 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。

b

##### 【コメント】

毎月母の会を開催し利用者の施設への要望や意見の把握に努めている。事業計画について母の会で説明している。しかし他人との関わりを避ける傾向の母親もいて母

の会の出席者は少なく母親の自治意識も高い状況ではない。事業計画の内容を分かりやすく説明した資料を作成し、母親と子が明るく健康的に生活を送れるように支援することを明記した事業計画について、より理解を深める取組の工夫が望まれる。

#### 4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
--------------------------------	--	-------------

①	8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
---	---------------------------------	---

【コメント】  
定期的に第三者評価を受審している。加えて年度ごとに自己評価を実施し利用者支援や組織運営に関する課題の把握に努めている。昨年度は全国社会福祉協議会の第三者評価項目にそって自己評価を実施している。昨年度の自己評価の結果ではコロナ禍における地域支援やアフターケアに関する課題が指摘されている。DV等の暴力でそれまでの生活をなく奪われて入所している母と子の精神的支えとなるバックボーンとしての帰る家「実家機能」の実現を目指した施設の支援課題に取り組んでいる。

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
---	---	---

【コメント】  
自己評価の結果母と子の帰る家「実家機能」の支援課題や、コロナ禍における地域支援やアフターケアに関する課題が指摘されている。令和2年度事業報告に、施設のアフターケア機能の必要性が高まっている中で母子が日々集い、施設を退所した母子がいつでも帰ってきたいと思えるような実家のように感じてもらう施設を目指して取り組んだことが明記されている。

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
----------------------	--	-------------

①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
---	-------------------------------------	---

【コメント】  
施設長は施設の事業計画において自らの取組目標を11項目にわたり明示している。事業計画は年度当初に施設長から職員に周知している。取組目標のうち「感染症に対する正確な情報と危機意識の共有」については、感染発生時に職員が参照するフローチャートを作成し、対応力の強化に努めている。フローチャート内には施設長の役割と不在時の権限委任についても明記している。施設の広報誌「パークハイムだより」には施設の基本原則に基づく自らの方針と取組を掲載し職務分掌については「業務分担表」等に明記している。

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
---	---------------------------------	---

【コメント】  
法人の基本方針にコンプライアンスの徹底を明記し、全体職員会議で遵守すべき法令等の周知を図っている。施設長は、母子生活支援施設が児童福祉法の本旨を全うし、母子の人権を守り社会の期待に応えるために、法令遵守に向けた職員指導を行っている。生活保護法など法的根拠の理解に向けては「生活保護手帳」を活用し、交通費の支払いや行政との連絡調整など実務について助言している。また、緊急時受け入れ等の生活保護制度の一時扶助の活用など実務面で利用者が安心して生活するための法制度の活用を図っている。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
--------------------------	--	--

①	12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
---	----------------------------------	---

【コメント】  
支援の質の向上に向けた組織的・計画的な取組として、全世帯の自立支援計画、及び児童自立支援計画の立案、実施、評価、見直しを行っている。虐待予防に向けては「危機管理シート」に基づき施設長、課長、担当の合議により、全世帯のリスク評価、予防策の検討、振り返りを行っている。区との年2回の連絡会では自立支援計画及び危機管理シートの情報を共有し、協働して虐待予防に取り組んでいる。増加する困難ケースの支援では安心して毎日の生活を送るための基礎づくりが重要であり、職員は虐待予防の取組と共に、利用者への丁寧な関わりによる信頼関係が安心・安全の土台となるとの認識のもとに利用者支援に努めている。

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
---	-----------------------------------	---

【コメント】  
母子生活支援施設への入所依頼が減少している。神奈川県母子生活支援施設協議会においても共通の課題として深刻に受け止め、利用促進に向けた対応策を検討し実施している。関係機関向け研修会では区子ども家庭支援課や児童相談所の職員らとのグループ討議を行い、施設の機能や利用について周知を図っている。1年をかけて母子の相談者向けと関係機関向けのパンフレット「お母さん一人で悩んでいませんか」を作成し、母と子が安心して暮らせる住まいがあることを紹介している。パンフレットを各市町の子ども家庭支援関係機関に配布している。

### 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
-----------------------------------	--	-------------

①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
---	---	---

<p>【コメント】 法人の中長期計画、年度の事業計画、施設の事業計画には人材の確保、定着、育成等についての取組方針と実施結果を明記している。母子生活支援施設においては、ソーシャルワーク、児童支援、保育等の専門性と共に、母子の課題に対するアセスメント・プランニングも行える人材育成を目指している。求人については法人本部が統括し、ホームページやハローワークを通じて募集し採用は施設で行っている。職員が働きやすい職場づくりを目指している。職員の在職は平均7年で定着率は高い方である。人材確保の面で問題のある状況ではない。</p>		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>【コメント】 法人として「期待される職員像」を明確にしている。法人の長期ビジョンでは「法人が目指す職員像に基づき、職務能力の開発及び全人的な成長を目的とした人材育成に取り組む」とし、中期目標として、人材育成制度の構築、体系的な研修プログラムの構築、キャリアパスの明確化など5項目を掲げている。現在、法人では、人事評価、考課制度の整備に取り組んでおり、総合的な人事管理の仕組みづくりに向けて整備途上にある。当施設においては、目標面接シートの活用を推進し、組織力の強化に努めている。</p>		
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p>【コメント】 有給休暇の取得は年間10日以上で、職員は計画的に休暇を取得できる環境である。時間外勤務は行事等の繁忙期に月5,6時間である。毎月衛生委員会を開催し職員の健康管理に努め、コロナ禍においては隔月出席の産業界から感染防止対策についての助言を得ている。毎年職員のヘルスチェックを実施し、産業界との個別面談による職員の不安軽減にも取り組んでいる。事業計画に安心して働ける職場の構築に向けて、「職員同士が互いに協力し、安心して働き続けられる職場づくり」を目指すことを明示し、安定した職場環境の維持に努めている。</p>		
<p>(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p>【コメント】 職員一人ひとりの目標管理の仕組みを構築している。職員は年度の部門目標の中から職員自身の目標項目を設定し、「目標面接シート」に、いつまでに、どのようなことを、どこまでどれだけ行いかを記載している。施設長は、理事長等同席のもとで職員全員の面接を行い、期首面接で目標設定を行い期末面接では振り返りや達成度の確認等を行っている。また、半期ごとに中間面接を実施し進捗状況を確認している。施設長はこの面接で、職員のがんばりに注目し評価につなげたいとの考えである。また、同面接により職員の人材育成ニーズを把握し、当該職員の研修計画への反映に努めている。</p>		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p>【コメント】 事業計画には期待される職員像を明示している。施設においては、ソーシャルワーク、児童支援、保育等の専門性と共に、母子の課題に対するアセスメント・プランニングも行える人材育成を目指している。研修計画立案に際しては施設長と研修担当により職員アンケートを実施し職場の研修計画について議論し、目標面接シートの実践の成果等を評価し前年度までの実績も勘案して、研修選定や研修参加を決定している。</p>		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p>【コメント】 施設長は各職員の専門性の向上やキャリアアップを念頭に置き、必要な外部研修の参加を指定している。受講後は職員会議で5分間の研修報告を必須とし、内容の還元とプレゼンテーションスキルの向上を目指している。月1回のケース会議には心理学者である統括施設長がスーパーバイザーとして出席している。ケースカンファレンスには施設長、課長が同席し情報共有を図り、母親面接には母子支援課長が同席しアドバイスを行っている。新入職員には新人向け業務マニュアルに基づき母子支援課長が指導するほか、新任職員が先輩職員の下、ケース副担当としてOJTを行い支援技術の習得に努めている。</p>		
<p>(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
①	20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>【コメント】 毎年保育士養成校からの保育実習と社会福祉士実習コースの実習生を受け入れている。令和2年度は5名の保育実習生を受け入れている。実習受け入れマニュアルを整備し、母子と一緒に生活できる唯一の児童福祉施設の理解を深めるための指導プログラムを作成している。また、社会福祉士実習指導者研修等指導者研修を受講し実習生を指導している。</p>		
<p>3 運営の透明性の確保</p>		
<p>(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		<p>第三者 評価結果</p>
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>【コメント】 ホームページに法人の運営理念や事業案内、決算書、個人情報保護方針及び第三者評価受審結果等の情報を開示し運営の透明性を図っている。DV被害等加害者から母子を保護する役割をもつ母子生活支援施設の特性に配慮し、施設情報の開示には特に注意が必要である。今後は、母子と一緒に生活できる母子生活支援施設の存在を広く紹介し子どもや母親の人権を擁護するための情報開示の取り組みの工夫が期待される。</p>		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a

<p>【コメント】 毎年5月に税理士による会計監査を実施し、法人としての財務情報をホームページに開示している。また、法人監事による内部監査を実施し、法人内各事業所の内部統制や重要書類の管理、決算報告等内部監査を実施し法人全体の経営・運営が適切であることを確認している。</p>		
<p><b>4 地域との交流、地域貢献</b></p>		
<p><b>(1) 地域との関係が適切に確保されている。</b></p>		<p><b>第三者 評価結果</b></p>
①	23 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>【コメント】 神奈川県内の母子生活支援施設の子どもが集まってスポーツ大会を開催したり、東京ディズニーランドを楽しむ集い等に参加するなど母と子の地域交流を広げる取組を推進している。退所後地域で暮らす中学生が施設に手伝いに来るなど地域住民としての関係づくりにつながっている。また、地域交流室を地域に開放し、赤ちゃん教室や社交ダンス、ヨガ教室など地域の人たちの活動の場を提供することで地域の人たちの施設への理解につながっている。令和2年度は62回の地域交流室の利用があった。</p>		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>【コメント】 地域からのボランティアを受け入れにくい施設の特性がある。今後は、学童保育の学習へのサポーターなど、子どもたちの「学びの権利」を支援するボランティア受け入れの期待が持たれている。広義でのボランティア的なかかわりは多くみられている。初めて施設に入ってくる母親がほっとし、笑顔になれるカラフルな絵が大きく小さくあちこちにみられる。著名なイラストレーターが、ボランティアで来所し今も関わってくれている。</p>		
<p><b>(2) 関係機関との連携が確保されている。</b></p>		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>【コメント】 区子ども家庭支援課と連携し年2回定期的に個々の利用者支援に関するカンファレンスを実施している。不適切養育の場合は区や児童相談所、学校等で構成される要保護児童対策地域協議会(要対協)の個別ケース検討会を通して連携し課題解決を図っている。また、神奈川県母子生活支援施設協議会(県母協)が毎月開催され、県内10施設が参加し関係機関や行政との連携を図り、県内母子生活支援施設の現状を把握するための調査・研究及び機能強化、普及活動等を推進している。県母協で令和2年度に「お母さん一人で悩んでいませんか？」のパンフレットを作成し施設の理解を深める活動を推進している。</p>		
<p><b>(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</b></p>		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p>【コメント】 母子生活支援施設の利用が減少している状況があり、県母協が主体となり県内10施設が参加し、母子生活支援施設紹介のパンフレットを作成し、DVや虐待で不安を抱えている母親の悩みの相談に応じ、また、母と子が一緒に生活できる母子生活支援施設の利用の拡大や緊急一時保護等の利用者ニーズに対応している。また、アフターケアニーズの必要性が高まっている。地域に退所した世帯の地域で安定して地域生活を送るための相談が増加している。退所後の母と子の心の安定感につながるバックボーンとしての「実家機能」に視点を置いた支援に努めている。</p>		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p>【コメント】 地域交流室を地域住民に開放し、赤ちゃん教室、社交ダンス、ヨガ教室、調理教室、クリスマス会や各種演奏会など地域住民の様々な活動を支援している。バリアフリーで車いすが可能なトイレを完備しており、地域の老人会の人たちが気軽に利用することができる。コロナ禍で交流室の利用を調整している状況もあるが、昨年度は62件の利用があった。 また、緊急一時保護のニーズへの対応の重要性が高まっている。施設は24時間の緊急一時保護受け入れ体制を整備している。</p>		
<p><b>Ⅲ 適切な支援の実施</b></p>		
<p><b>1 母親と子ども本位の支援</b></p>		
<p><b>(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。</b></p>		<p><b>第三者 評価結果</b></p>
①	28 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>【コメント】 法人の経営理念のもとに施設の運営理念「母と子の権利を保障し、人としての尊厳をみとめ、明るく健康的な生活を支援する」を掲げて、母親の自信回復と安心した子育て、及び安定した生活を実現することを事業計画に明記している。また、事業計画に子どもの権利条約に則った4つの権利「生きる権利」「成長する権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障することをうたい、母子支援、児童支援、保育のそれぞれの視点における具体的支援の内容を明記し全職員に配布し周知している。</p>		
②	29 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a
<p>【コメント】 「利用者対応マニュアル」「就業規則」に、利用者の人権を尊重し常に思いやりのある態度で接することを明記している。利用者のプライバシーを侵害し不快な思い</p>		

をさせる行為がないように、また、いかなる場合でも虐待等による身体的・精神的苦痛を与えてしまわないように就業規則に明示し職員の注意を喚起している。郵便物は直接居室に配達されるなど世帯ごとに生活が独立していることもありプライバシーは保たれている状況にある。職員は業務上知り得た情報の守秘義務を徹底している。

<b>(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</b>		
①	30 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>【コメント】</p> <p>入所の際はパンフレットや「百合パークハイムのおしり」を用いて、利用者に施設での生活が安心できることや支援内容、困った時の対応等についてわかりやすく説明している。入所後1か月以内に母と子へのアセスメントを実施し、支援ニーズを把握し自立支援計画に反映している。母に対する「自立支援計画書」、子どもに対する「児童支援計画書」それぞれを策定し母と子の希望を尊重した支援に努めている。計画の作成にあたっては区子ども家庭支援課等関係機関と連携し、心理担当職員が母と子に面談し支援ニーズを把握し自立支援計画に反映している。</p>		
②	31 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a
<p>【コメント】</p> <p>職員は、入所後に母と子が不安を感じないように配慮し、また、施設での実際の生活を通して利用者支援のニーズを正確に把握するように努めている。入所後1か月以内に心理担当職員が母と子に心理面接を実施し、分かりやすく説明し母の心理状況や子どもとの関係性、子どもの発達の状況等を把握し自立支援計画に反映している。</p> <p>最近の傾向として緊急一時保護などでは困難事例の入所者が多くなっている。職員は危機管理の視点でリスクアセスメントを実施し、危機管理シートを作成し関係機関と連携し適切な利用者支援に努めている。</p>		
③	32 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>令和2年度の退所者は6世帯で、3世帯はアパートに転居し3世帯は母子分離の退所となった。退所後利用者がいつでも相談できるように窓口を整えるなどアフターケアを充実させ、関係機関と連携し利用者が退所後も安定した生活が送れるように支援している。</p> <p>母子生活支援施設を利用する世帯はDVや経済的問題の関わりから実家との関係が疎遠であるケースが少なくない。退所し地域で安定して生活する心のバックボーンとしての「実家機能」の存在が必要である。事業計画に実家機能を目指した支援に努めることを明記し職員に周知している。</p>		
<b>(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。</b>		<b>第三者 評価結果</b>
①	33 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>利用者に対し、アンケート形式での満足度調査を実施したことはないが、母親に対しては毎月の定期面接、自立支援計画に係る面接、日々の相談やコミュニケーションなど様々な機会に利用者満足の把握に努めている。子どもについては日常生活の行動観察、面接による困り感の把握、児童自立支援計画の立案に際してニーズ把握に努めている。母の会の場を活用した簡単なアンケートの実施など、顧客満足度の視点での支援の捉え直しについては、その適否も含め今後の検討課題である。</p>		
<b>(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</b>		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>【コメント】</p> <p>「苦情対応規程」により苦情解決体制を定めている。「意見・要望・苦情対応マニュアル」を作成し、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の職務、氏名を明示し、フローチャートに苦情受け後の対応の流れ等を明記している。この仕組みについて説明した掲示物にはルビを振るなど分かりやすく作成しているが、近年は仕組みに則った苦情の申し立て案件はない。苦情解決の仕組みが十分に機能しているとは言えない状況である。今後、苦情受付の仕組みや周知方法等について一層の工夫が期待される。</p>		
②	35 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	b
<p>【コメント】</p> <p>近年は意見・要望・苦情の受付の仕組みに則り相談等が上がった例はなく、この仕組みには工夫の余地がある。小学生向けには「大切なあなたがパークハイムであんしんして生活するために」の説明書を作成している。いやだな、困ったなと思った時には安心できる大人に話をするように説明し入所後の面接時に渡している。困った時に話ができる大人として施設や区役所の職員など、本人が希望する複数名の相談相手の氏名を自由に記入できる欄も設けている。また、施設内に相談室は2部屋設け、相談しやすい環境を整えている。</p>		
③	36 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>【コメント】</p> <p>職員は日々の支援において、母親と子どもが相談しやすいように信頼関係の構築に努めている。意見、要望への対応は「意見・要望・苦情対応マニュアル」に定め、苦情解決の仕組みと一体的に運用している。フローチャートには意見聴取から会議開催、母の会での話し合い、調整会議の開催、回答、記録等の手順を明記している。マニュアルの見直しは実施されておらず、定期的見直しの実施が望まれる。</p>		
<b>(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。</b>		<b>第三者 評価結果</b>

①	37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>施設のまわりに16か所の監視カメラを設置し、常時不審者対策を実施している。母子生活支援施設ではDVによる虐待体験のトラウマや精神疾患等によるストレスにより、子どもに対する母親の不適切養育のリスクへの配慮と対策が特に必要である。危機管理シートを活用し、世帯のリスク情報、リスクアセスメント、危機発生予防策及び結果と振り返り情報を明記している。施設長が参加してチェックチームを編成し、入所世帯全ケースの危機管理の状況チェックを実施している。各担当職員が個別にリスク情報を危機管理シートに記入し、チェックチームで危機発生予防策を検討している。危機発生時の対策フローを整備し、リスク評価は参加メンバー合議の上5段階評価で対策の迅速化を図っている。</p>		
②	38 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「新型コロナウイルス感染症対策」を整備し、ソーシャルディスタンスの確保等法人全体のコロナ禍対策を推進している。また、「コロナ禍でのパークハイムの生活について」「利用者の感染の疑い、感染症発生の連携体制」「緊急事態宣言発令後のパークハイム生活支援について」等のコロナ禍対策のマニュアルを作成し感染防止に努めている。また、ノロウイルス対策については全職員が参加しキットを用いた訓練を実施し有事に備えている。コロナ禍の状況の見通しは不透明であるが、新型コロナウイルス対策の事業継続計画の対応マニュアルの整備が望まれる。</p>		
③	39 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>防災委員会を立ち上げコロナ禍に配慮した法人全体の防災活動を推進している。毎月火災訓練を実施している。年に2回は夜間想定訓練、3回は地震想定訓練、他に炊き出し訓練を実施している。また、消防署立ち合い訓練を実施し、火災発見から通報、消火器操作、避難誘導等訓練はとてスムーズであったとの消防署の評価を得ている。年2回安全点検を実施し、災害時3日分の食料・飲料水等を備蓄している。大規模災害を想定した事業継続計画(BCP)の策定は今後の課題である。</p>		
<b>2 支援の質の確保</b>		
<b>(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。</b>		<b>第三者 評価結果</b>
①	40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「日責・宿直業務マニュアル」を作成し、利用者支援の標準化を図っている。一日の業務の流れに沿って生活支援や利用者面接、服薬支援、換気等環境の適切な維持に関する支援内容等を明記している。「利用者対応マニュアル」を作成し、職員の利用者への接し方や支援体制について明記し職員に周知している。また、随時記録が入力されるシステム(以下記録システムと表記)を整えており、どの職員も情報が共有されるしくみづくりに力を入れている。</p>		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p>【コメント】</p> <p>「日責・宿直業務マニュアル」は、随時状況の変化に応じて見直しを行っている。母との話し合いや関係機関とのカンファレンスを行う際、ホワイトボードに検討事項や決定事項を書き入れ、視覚にも訴える方式を実施するなど、母との目標や課題の共有がより確実になるように見直しを行っている。この方式で年度を通して実践しその効果の評価し、より有効に活用できるように継続を図っている。</p>		
<b>(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</b>		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p>【コメント】</p> <p>世帯毎に作成している自立支援計画、個々の児童の児童自立支援計画の策定に際し、所定のアセスメントシートを用いて母と子の支援ニーズの把握に努めている。アセスメントシートに家庭生活、子どもの状況、健康状態、家計や仕事の事など母子の希望や要望を把握し支援のニーズを確認し自立支援計画に反映している。アセスメントの実施に際しては母と子それぞれに面談し、「定期面接時記入シート」を用いて母と子が困っていること施設に手伝って欲しいことなど要望・希望の把握に努めている。</p>		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>自立支援計画及び児童自立支援計画の策定については、母と子にアセスメントを実施している。また、区子ども家庭支援課のケースワーカーと連携し年2回の定期入所者連絡会を通して母子支援ニーズの共有を図り、自立支援計画に反映している。児童自立支援計画は子どもの年齢や学年に応じて、一人ひとりのやりたいことなどを本人に記述してもらい、本人の希望や強みを生かした支援を心掛けている。年2回定期的に入所者連絡会に合わせて自立支援計画を見直している。また、日常業務中で自立支援計画の達成状況の評価しケース記録を作成し必要に応じて随時計画の見直しを行っている。</p>		
<b>(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。</b>		
①	44 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>母と子の利用者支援の状況を担当職員が随時記録システムを使って記録している。記録システムには日々のケース記録の他に各種会議の記録、年2回の利用者支援の振り返り面談や随時の利用者相談記録、心理面接の記録等が記録されており、職員は出勤時必ず記録システムの内容を確認することになっている。施設長を含め職員一人ひとりが自身の業務の成果と他の職員との連携の状況や課題を把握し、随時連携のためのコミュニケーションを図り、利用者支援に関する気付きについての情報共有を図っている。</p>		

②	45 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p>【コメント】</p> <p>「白百合パークハイム文書管理規程」「白百合パークハイム文書保存規程」を整備し、業務分担当表に文書管理担当職員を明記し、文書類の適切な管理に努めている。個人情報保護規程を整備し、個人情報の不正利用や漏洩の防止に努めている。全職員にPCが設置されている。職員は個々のパスワードで情報セキュリティの適切な管理に努め、個人情報の不正利用を防止している。また、コロナ禍対策の一環として利用者のリモート環境を提供するためのノートパソコンを設置している。</p>		
<p>内容評価基準（27項目）</p>		
<p>A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援</p>		
<p>（1） 母親と子どもの権利擁護</p>		<p>第三者 評価結果</p>
①	A1 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設の運営理念「母と子の権利を保障し、人としての尊厳をみとめ、明るく健康的な生活を支援する」を掲げて、母親の自信の回復、安心した子育て、安定した生活を実現することを事業計画に明記している。また、事業計画に子どもの権利条約に則った4つの権利「生きる権利」「成長する権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障することをうたい、母子支援、児童支援、保育のそれぞれの視点における具体的支援の内容を明記し全職員に配布し周知している。</p> <p>DV等の被害で精神的に不安定な母親の子どもへの虐待問題がある。施設では定期的に世帯ごとにリスクアセスメントを実施し、「危機管理シート」を整備し、関係機関と連携し見守りと早期介入に取り組み、母と子が安心して生活できるように支援している。</p>		
<p>（2） 権利侵害への対応</p>		
①	A2 いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a
<p>【コメント】</p> <p>職員による利用者への不適切な行為の防止を法人としての最重要課題としている。そのための職員間の連携強化を図り、母と子への人権擁護に関する支援情報の共有と意識の強化に努め、事業計画に明記し全職員に周知している。</p> <p>職員就業規則に、他人の人権を侵害し業務を妨害する行為を戒めている。施設の利用者に対していかなる場合でも虐待等による身体的・精神的苦痛をあたえてはならないことを明示し、不適切行為に関する懲戒規程を定め職員に周知徹底している。</p>		
②	A3 いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a
<p>【コメント】</p> <p>「白百合パークハイムのしおり」に、子どもの4つの権利「生きる権利」「成長する権利」「守られる権利」「参加する権利」が日常生活に置いて保障されることを明記し、入所時に説明し母と子に周知している。また、世帯ごとに自立支援計画や児童一人ひとりの児童自立支援計画の作成に際し、職員が母と子に面談し他人の人権を尊重することの大切さを説明している。毎年小学生児童を対象にCAPプログラム(暴力防止のための予防教育プログラム)研修を実施している。いじめ、虐待、体罰、暴力など様々の暴力から自分の心と体を守るための人権意識が育つように支援している。</p>		
③	A4 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <p>入所している子どもの中には心理的虐待やネグレクト、身体的虐待の被害を受けている子どもがいる。DV等で精神的不安定な状況にある母親から子どもへの虐待があり、DV被害の状況を目にしそのトラウマで苦しむ子どもがいる。施設では子どもの育ちの環境を阻害する要因をリスクととらえ、毎年定期的に世帯ごとのリスクアセスメントを実施している。危機管理シートを作成し施設長を含むチェックチームを編成し母の子への虐待や子どものひきこもりや不登校などリスクごとの5段階評価を行い早期介入の必要性を確認している。ケースごとに区子ども家庭支援課等関係機関と連携し適切な対策につとめている。</p>		
<p>（3） 思想や信教の自由の保障</p>		
①	A5 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a
<p>【コメント】</p> <p>「白百合パークハイムのしおり」に「宗教は自由ですが他の利用者への勧誘をしないでください。線香やロウソクは使用禁止」であることを明記し、利用者の信教の自由が保障されていることを入所時に説明している。</p>		
<p>（4） 母親と子どもの意向や主体性の配慮</p>		
①	A6 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <p>アセスメントシートに家庭生活、子どもの状況、健康状態、家計や仕事の事など母子の希望や要望を把握し支援のニーズを確認し自立支援計画に反映している。アセスメントの実施に際しては母と子それぞれに面談し、「定期面接時記入シート」を用いて母と子が困っていること施設に手伝って欲しいことなど要望・希望の把握に努めている。また、児童自立支援計画は子どもの年齢や学年別に策定している。子どもにこれから自分がやりたいことを本人自身に記述してもらい、子どものストレングスや意向を反映した計画を児童自立支援計画に反映している。子どもが自らチャレンジできる環境を整備し子どもの主体性を尊重した支援に努めている。</p>		
<p>（5） 主体性を尊重した日常生活</p>		

①	A7 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>職員は、母と子が適度の依存の中で自身の生活を組み立てることが自立の基本であることを大切に、困った時に何でも相談できる雰囲気づくりに努めている。また、利用者が自身のストレスに気づき、関係者の支援のもと主体的に日常生活の課題を解決していく経験を通して、自己肯定感が持てるように支援している。子ども同士のかかわりで、「自分が上級生に手伝ってもらったから、今度は自分が助ける側にまわれた」といった事例を母にフィードバックすることで、子どもを育てていく母親の自信につながった事例がある。</p>		
②	A8 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a
<p>【コメント】</p> <p>母と子それぞれの成長や精神的な安らぎ、生活意識の向上を目指して年間行事を企画している。4月の成長を祝う会では母から子どもへのメッセージを渡し全員で会食し、5月の母さんありがとうの会では学童がカーネーションを買って母親にプレゼントしている。8月の学童キャンプや12月のクリスマス会など、毎月各種の行事を企画している。コロナ禍で活動や行事の制限はあるが、そんな中でも子どもたちのアイディアで楽しい行事になっている。クリスマス会も、外部の方を招くことはできなかったが、「ダンスの練習をずっとやってきた。うまくできた！」など、行事当日までのプロセスも子どもたちが主体的にかかわれる取り組みになっている。</p>		
<p><b>(6) 支援の継続性とアフターケア</b></p>		
①	A9 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>地域に退所した世帯が相談事や報告等で施設を訪問する機会が増えており、施設のアフターケアへの期待が高まっている。その中で施設の明るさや温かさを生かしいつでも実家のように感じてもらう施設の存在を目指した取り組みを行っている。退所後の相談担当窓口を設定し退所者が気軽に相談し、いつでも帰れる「実家機能」の雰囲気づくりに努めている。</p> <p>アフターケアプランの策定や退所後のアウトリーチの取り組みなどは今後の課題であり、今後はアフターケアの一層の強化が期待される。</p>		
<p><b>A-2 支援の質の確保</b></p>		
<p><b>(1) 支援の基本</b></p>		<p>第三者 評価結果</p>
①	A10 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>母子生活支援施設における自立とは、適度に頼れること、適度に依存できること、SOSを出し必要な時に適切に相談できることであると捉え、職員は常にアンテナを張り適切なタイミングで手助けができるよう生活に寄り添った支援に努めている。母子支援員、児童指導員、保育士、心理等のスタッフは、ホスピタリティを大切に、生活支援、ソーシャルワーク、保育、心理的ケアなどの専門的知見を持ち寄り、検討し、柔軟に連携しながら多様な支援を工夫している。母親と子どもそれぞれの個別の課題については、母親には自立支援計画を、子どもには児童自立支援計画を立案し、計画的で一貫した専門的支援を目指している。自立支援計画は、年2回、区の子ども家庭課担当、生活保護担当、市の主管課職員等が出席する関係機関連絡会で共有し、機関連携の下で課題解決を図っている。</p>		
<p><b>(2) 入所初期の支援</b></p>		
①	A11 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>入所直後の母子の不安軽減に向けては、困りごとがないか色々な場で気にかけていることを伝えたり、居室の両隣や上下の入居者へのあいさつにも同行している。入所1週間位を目途に、担当者が母子と面接を行い、生活ぶりや必要な物品を整えているかなどを確認し、必要に応じて家具や生活用具の貸し出しを行っている。同時期に心理職員も母子それぞれに心理検査等を用いたアセスメントを行っている。施設内では記録システムにより職員全体で入所ケースについての情報共有を図っている。</p> <p>関係機関との連携では、入所前に区の担当者から入所予定者についての情報提供を受け、不足する情報については、「質問シート」により区に照会し、回答を得ながら不明点の確認を進めている。入所時にも区の担当者が同席し支援情報を共有している。更に課題確認や支援方針の決定を急ぐ場合は、必要に応じケースカンファレンスを行っている。</p>		
<p><b>(3) 母親への日常生活支援</b></p>		
①	A12 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>安定した家庭生活を営むために、家事など日常生活への支援を行っている。食事づくりが母親のストレスフルな生活の要因となっている場合は、宅配のミールキットの活用など家事負担の軽減につながる方法を助言している。衛生面では、居室の様子や子どもの状態などから母親による清潔保持が困難であると判断した場合には、職員が介入し清掃や子どもの入浴支援など個々に応じたサポートを開始している。</p> <p>健康管理面では、不安やイライラなど心の健康不安には心理職員も相談に応じ、睡眠状況などを確認の上必要があればメンタルクリニックへの受診等を勧めている。経済的困窮により住居の退去から入所に至った場合などは、区の生活支援課と連携し経済的な安定に向けた支援を行っている。生活保護の受給、金銭の積み立てや預かりなど、個々に応じた支援方針の下、ケースワーカーとの役割分担により、母親に寄り添う立場で金銭管理の支援にあたっている。</p>		
②	A13 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるよう支援している。	a
<p>【コメント】</p> <p>担当者による母親との定期面接や、心理職による子どもの活動場所での参与観察により、母親のニーズや子育てのストレスを把握し、担当者、心理、保育士などが柔軟なチーム編成により個々に応じた支援を行っている。子育てが初めてであったり、課題を抱え子育てが困難な場合には、沐浴の手助けをしたり、授乳の仕方を教え</p>		

るなど母親と一緒に子どもの養育を行っている。  
また、虐待や養育不安のある場合は、母子保育を行い、母の頑張りによる子どもの成長に注目し、母親が自信を持って子育てができるように支援を工夫している。子どもに発達の違いや発達障害がある場合は、療育センターへの同行支援や、障害特性に応じた教育を受けられるよう学校との連携に努めている。虐待のおそれがある場合には児童相談所との連携と役割分担の下、きちんと生活を送ることができているか、保育園や学校に行くことができているか、などを確認・情報共有し、支援を行っている。

③	A14 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	b
---	--------------------------------	---

【コメント】  
母親が安定した対人関係を築くために、まずは担当者との安定した関係を築き、人との関わり方で良かった点を伝えたり、対人関係のトラブルや困りごとの相談に応じ調整を図るなど、「人を頼って良かった」という体験を積めるように配慮している。また必要に応じて心理職による心理療法も行われている。  
月1回開催する「ほのぼのティータイム」には2,3名の母親が参加し、子どもを保育している間、お茶を飲みながら、雑談をしたり、アロマや塗り絵などリラクゼーションした時間を楽しめるよう支援している。また毎月開催の「母の会」は職員主体で運営し、連絡や要望の聴取の場となっている。当初母親の自治意識の醸成を目的として設置した会であるが、時代と共に入所者の生活や課題も変化中、会の目的や運営のあり方は検討を要する課題となっている。最近の活動としては法人の「土の恵みプロジェクト」で草木や野菜を植えるなどの活動に数名の参加があった。

**(4) 子どもへの支援**

①	A15 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a
---	---	---

【コメント】  
子どもと共に児童支援員が作成した「児童自立支援計画」に基づき支援を行っている。学校、家、学童保育、今後について、困っていることや今後どうしたいか、何ができるようになりたいか、などを職員と一緒に考え、母からの意見も参考に立案している。放課後や長期の休みには日々の学童保育を行い、学童の行事として、スポーツ、石鹸づくり、近隣の公園への外出や季節の行事などプログラムを工夫している。  
乳幼児の保育では、保育士が母親のニーズに応じてレスパイト、施設内面接、病気・通院、買い物、行政・法律手続き時等に保育支援を行い、子どもの発達を見守り、興味の幅を広げる働きかけを行っている。養育不安等のある母子には母子保育も実施し、母の頑張りや子の成長を共有し、母のエンパワメントに努めている。心理支援では子どもの生活への不適応が認められた場合には、母子の同意の下、プレイセラピーにより治療的な関わりを行っている。

②	A16 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a
---	---	---

【コメント】  
学習室を利用し児童支援員等が個々に応じた学習支援を行っている。学習習慣が確立していない子どもに対しては、学習の習慣を身につけられるように支援を行っている。小学生は、職員と一緒に宿題にも取り組んでいる。施設内で運営する「たまご塾」では職員が中学生への個別指導により学習を支援したり、進路や悩みなどについて相談や支援を行っている。心理職員も個別支援にはいり、令和2年度実績で学習支援を33回、ソーシャルスキルトレーニング（SST）を18回実施するなどサポートを行っている。  
学習指導は馴染みの職員が行っている。進学希望の高校生には、社会に巣立つ子どものための自立支援機関などの奨学金の案内や推薦状の用意なども行っている。高校を卒業する子どもの自立訓練については「自立訓練室」を活用し、料理、部屋の掃除、洗濯などの経験により、家事のスキルや社会性の向上を目指している。

③	A17 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a
---	--	---

【コメント】  
DV被害により夫婦間暴力の目撃による心理的虐待を受け、親の薬物・アルコール依存、精神疾患により不安定な生活環境で育てられた子どもに対し、職員は適切な大人モデルを提供するよう努めている。大人との関係の中で安らぎや心地よさを体験し安心して自分の意見が言える経験の中で、大人を頼りながら育つことができるよう支援を工夫している。不登校児童には、学童保育の場で学童相互の交流から成長の機会を得られるよう工夫し、他児との関わりでルールや思いやりなどを学べるよう取り組んでいる。コロナ禍で休校や学童保育の休止も経験したが、個別支援の強化により、不登校の複数の子どもが登校の定着に至っている。また人前に出ることが苦手な子どもも行事の出し物の練習や発表にもチャレンジし、頑張りや職員や母から認められることで自信につながり、自己肯定感を育む機会となっている。

④	A18 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	b
---	--	---

【コメント】  
小学生以上を対象にしたCAP（暴力防止のための予防教育プログラム）の参加型学習により、性暴力を含む様々な暴力から自分の心と体を守る方法を学ぶ機会を提供している。またプライベートパーツの周知に努め、共有スペースには子どもに分かりやすいポスターを掲示している。  
事業計画においては、「他人に対する思いやりや性についての正しい知識を提供するよう努める」旨を明示し、「児童の発達における大切な取り組み」として位置付けている。組織内には「性教育委員会」を設置し、利用世帯への性教育に関する企画運営を業務内容としている。担当は必要な研修を受講した上で、個別支援を中心に性教育を行うこととしており、子どもの性の問題を抱える母のニーズを踏まえた支援などを行っている。今後、性教育委員会として研修で得た知見や個別支援の評価を全体で共有し、年齢や発達段階に応じた性教育の計画立案につなげるなど、一層の取組の推進が期待される。

**(5) DV被害からの回避・回復**

①	A19 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a
---	-----------------------------------	---

【コメント】  
令和2年度の緊急一時保護の受け入れは6世帯であり、2世帯がDVの被害者であった。緊急度・危険度の高い事例については24時間の受け入れ体制を整備しており、区子ども家庭支援課と連携し対応している。また、養育能力に問題があり経済的に不安定な課題を抱える妊婦に対しても緊急一時保護の枠で支援している。受け入れに際しては、緊急時対応マニュアルを整備し「緊急一時保護 電話受付時間き取り票」を用いて一時保護に至る経緯や母子の様子を確認し受け入れを行っている。

②	A20 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
---	---	---

【コメント】  
令和2年度の入所者18世帯の内11世帯はDVの被害を受けた利用者である。コロナ禍の中で加害者の母子へのDVが増加している状況があり、また、加害者の目から逃

れることができずに区子ども家庭支援課等への相談件数が減少している悲惨な状況があるとの指摘がある。施設では16か所にモニターカメラを設置し常時不審者の把握に努めている。区子ども家庭支援課等関係機関と連携し、横浜市女性のためのDV相談窓口や法的対応が必要な場合は弁護士と連携し対応している。不審者対応マニュアルを整備し入所している母子が安心して生活できるように支援している。

③	A21 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a
<p>【コメント】 2名の心理担当職員を配置し、DVや親からの虐待によるトラウマを抱えた利用者の気持ちに寄り添い、心の整理と見つめ直しの支援に力を入れている。入所後母親の心理状態や母子の関係性を把握するために心理担当職員によるアセスメントを実施し、また、小学生以上の児童には描画を交えてのインタビュー、乳幼児には保育への参与観察を通してアセスメントを実施している。令和2年度は、母親への心理面接を117回、子どもへのプレイセラピー136回、学習支援33回、ソーシャルスキルトレーニング18回を実施し、また、158回の職員コンサルテーションを行うなど様々な側面からのサポートを実施している。</p>		
<b>(6) 子どもの虐待状況への対応</b>		
①	A22 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a
<p>【コメント】 親のDVを身近に経験してきた子どもが多く、また、入所している子どもの親の心理的虐待やネグレクトの虐待を受けた子どもは10名をこえている現状がある。母子支援員、児童支援員、保育士、心理担当職員がチームを組んで、専門的な関わりの中で個々の子どもの虐待体験からの回復に向けた支援に努めている。虐待を受けた体験で孤独感が強く自己肯定感の低い子どもが多い中で、職員は子どもの無力感、攻撃性、拒否の意味をよく理解し、信頼関係を作りながら子どものストレングスを評価・強化し、子どもの発達を促進するように努めている。</p>		
②	A23 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a
<p>【コメント】 職員は、区子ども家庭支援課のケースワーカーと連携し年2回の定期入所者連絡会を通して母子支援情報の共有を図り、支援ニーズを自立支援計画に反映している。子どものやりたいことや強みとすることを生かして子どもにとって最善の利益の実現に向けた児童自立支援計画を策定している。危機管理シートを活用し世帯ごとのリスクアセスメントを実施し、子どもの権利侵害につながる問題点の早期発見につとめている。毎年小学生以上が参加しCAPプログラムの研修会を実施し、子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から自分の心とからだを守る暴力防止のための予防教育を実施している。</p>		
<b>(7) 家族関係への支援</b>		
①	A24 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
<p>【コメント】 入所時、また、年2回定期的にアセスメントを実施し、世帯ごとの母子の親子関係の状況を把握し家族の課題の有無を確認し、自立支援計画に反映している。また、リスクアセスメントを実施し、不登校問題や経済的問題、また、母親の精神状態が不安定な状況に置いては、子どもへの心理的虐待やネグレクト等の虐待問題が発生することが無いように予防策を講じて危機管理シートに明記している。世帯別担当職員や心理担当職員が母子の相談に随時応じて家族関係の悩みや不安の解消に努めている。</p>		
<b>(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援</b>		
①	A25 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
<p>【コメント】 母親の半数程度は精神的に何らかの障害があり精神科の病院を利用している。職員は程度に応じて病院への同行支援を行い、家事代行支援、区役所など関係機関との調整を行い母親の気持ち安定するように寄り添っている。外国籍の利用者には平易な日本語での日常生活のやり取りや行政関係の書類の説明など支援し、日本語習得のための支援をしている。また、発達障害等障害のある子どもや慢性疾患のある子どもに対しては、療育センターへの通所や子ども医療センターへの通院、心理担当職員によるプレイセラピーなど個々の子どもごとに実施している。</p>		
<b>(9) 就労支援</b>		
①	A26 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	b
<p>【コメント】 令和2年度3月末現在の本入所13世帯中就労世帯は4世帯である。精神的に不安を抱える状況の中で就労が困難な母親が多い状況である。母親のニーズに応じた就労支援を実施しているが、就労している全員がパートタイマーである。健康上の問題等で就労活動を行えない世帯や継続的な就職が困難な世帯があるが、就労支援の一層の強化が期待される。</p>		
②	A27 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a
<p>【コメント】 現在就労している施設入所者の母親は全体の半数以下である。健康上の理由で就労できない利用者があり、また、離婚調停中の利用者もいる。就労している5世帯は全てパート就労である。自立支援計画策定時の母親との面談で、本人の就労に関する意向や経済面の計画と自立支援計画の見直しについて確認している。母や高校生には就労意欲の向上に向けて就労先の紹介や高校生へのアルバイトの紹介等を行っている。継続的な就労先の決定について、ケースそれぞれの就労目標があり、例えばパートタイムを継続的に行うことが目標の場合もある。高校生については、最近、大学進学となる子が続き、就労した子ども継続的な仕事（看護助手）についてきたこともある。</p>		